

# 市議会だより

# GOJO



〒637-8501五條市本町1-1-1  
五條市議会事務局  
TEL 0747-23-2000  
E-mail gojo-shi@wonder.ocn.ne.jp

## 第一回臨時会・六月定例会 平成二十一年度補正予算案(約三億四千万円)等を審議

三十三議案中、原案可決等は二十八議案(一議案は修正可決・四議案は否決)

五條市議会は、第一回臨時会を五月二十九日に、第二回六月定例会を六月八日にそれぞれ開会し、十三議案を審議しました。

第一回臨時会では、六月三十日に支給された市長、副市長、職員及び我々議員の期末手当の支給率を引き下げる条例改正案(三件)や、市長が専決処分した地方税法改正に伴う五條市税条例等改正の報告案件(三件)が審議され、いずれも原案のとおり可決

また承認されました。第二回六月定例会では、市長から市政の報告と提出議案の説明を受け、一般質問(五議員)、議案審議などを行いました。

市長からは、約三億四千万円の一般会計補正予算を始め公園の指定管理者の指定や十津川村の消防事務受託を前提とした職員定数条例の改正など、市民生活に大きく関わる二十四議案が提出され十九議案を原案のとおり可決、同意等とし、一議案は修正可決、また、

### 特別職、一般職、議会議員に支給する六月期 期末手当の支給率の削減を原案のとおり可決

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、本年六月に支給された期末手当の支給率を引き下げるための改正案が提出され、特別職(市長・副市長等)及び議会議員は〇・一五五分、一般職の職員は〇・二五分の引き下げを、それぞれ原案のとおり可決しました。なお、特別職及び議員の期末手当の支給率引き下げについては、一部の議員から、職員と同様に〇・二五分引き下げのべきとの修正案が提出されましたが、賛成少数で否決しました。

### 議員定数及び議員報酬の削減を否決

前回に引き続き市長から、次の選挙から定数を十三人にする改正案と、現在の議員の任期中に限り議員報酬を二十パーセント削減する改正案が提出されましたが、議会改革特別委員会でも協議しているところであり、その結果を待つべきであるなどの意見が出され、賛成少数で否決となりました。

### 職員定数条例の 改正を可決

市議会議員の定数を定める条例の一部改正など四議案については否決しました。一方、特別委員会等から提出された三議案についてはいずれも原案のとおり可決し、十九日に閉会しました。なお、臨時会及び定例会でも、市長から提出された議案に対し三件の修正案が提出されましたが、いずれも否決しました。(議決された議案は、「広報五條」七月号の四ページにも掲載されています。)

十津川村の消防事務受託を前提に、現在の消防職員の定数を六十九人から百人に増員しようとする条例改正案が市長から提出され、委員会では「協定書」との並行審議を求め、慎重審議を期するために継続審査とすることを決定しましたが、本会議では、機を逸せば優秀な職員を採用することが困難になるとの意見が出され、賛成多数により原案のとおり可決しました。

### 市道路線の認定及び変更を可決

県道・県農道がそれぞれ市に移管されることに伴い、白銀郵便局先から唐戸自治会境界までを結ぶ尼ヶ生一号线と市道滝湯塩線から市道西吉野滝一号线までを結ぶ西吉野滝二号线をそれぞれ市道に認定すること、尼ヶ生二号线の県道拡幅に伴い市道十日市西山線の起点変更をすることについては、いずれも原案のとおり可決しました。

### 市長の随意契約に対し議会が検査権を発動

六月定例会の一般質問で、議員から、平成十九年度及び二十年度における土木工事のうち、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第一号の規定(百三十万円)を超える三件の工事に関し、これらを指名競争入札ではなく随意契約とした判断について、随意契約の理由及び業者選定等について質問がありました。市長からは、緊急性があり、近くの業者または工事箇所所在地権者が市の登録業者であったことから、その者と随意契約を締結した旨の答弁がありました。市長の「緊急性がある」とした判断が、施行令が規定する「緊急性」に該当するかどうか、契約業者の施工能力の判断理由、また、平成二十年度の工事(二件)については、市が合見積りも取っていないことから、これらの契約金額が妥当であると判断した理由を明確にするため説明が不十分であったことなど、納得できず、いったん本会議を休憩し、議会運営委員会を開き、対応について協議しました。

その結果、地方自治法第九十八条第一項の「議会の検査権」を、所管する建設経済常任委員会に委任し、議会として、これらの随意契約が妥当であったのかどうかを検査することとし、その後再開した本会議で、議長発議により、議会の検査権を建設経済常任委員会に委任することを提案し、全会一致で可決しました。

この「議会の検査権」とは、市長のチェック機能としての議会が持つ権限の一つで、議会が書類などを検閲し、併せて、市長などから報告を求め、事務の管理等を検査する権限のことです。その発動には、議会の議決が必要となります。今回は、平成十九年度に施工された三在町内の道路改良工事「市道住川テクノパークなら八号線(契約金額 百四十六万五千五百円)」、平成二十年度に施工された新町三丁目地内の道路改良工事「市道新町一号线(契約金額 二百五十七万九千八百五十円)」と野原町内の道路改良工事「市道野原滝線(契約金額 三百八十七万四千五百円)」について、それぞれ随意契約するに至った経緯を明らかにする書類の提出を市長に求め、委員会で検査が実施されていますので、九月定例会中に、委員会から結果報告される予定です。